

ひとり親家庭のみなさんへ

ひとり親家庭に対し、「児童扶養手当」など多くの支援制度等があります。ぜひご活用ください。
※「02」「03」はどなたでも利用できます。

〈ひとり親家庭の現状〉
ひとり親家庭では、一人の親が家計を支えながら、子育てや家事もこなさなければならぬため、二人親家庭に比べて、さまざまな点で困難が生じます。母親が一人で子どもを育てている母子家庭は約120万世帯、父親が一人で子どもを育てている父子家庭は約20万世帯と推計されています※「平成18年度全国母子世帯等調査」より

受給者の優遇制度
児童扶養手当受給者には、二ユー福祉定期貯金・新マル優制度・JR通勤定期乗車券の割引制度があります。ぜひご活用ください。

01 児童扶養手当

18歳到達後、最初の年度末までの児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を扶養している、ひとり親家庭に支給される手当です。（※平成22年8月からは父子家庭も対象）

【対象】 次のいずれかに該当する児童を育てている父又は母、もしくは養育者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母に一定の障害がある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

申請者や児童が日本国内に住所を有しないとき
申請者が公的年金を受けることができるとき
児童が父又は母の死亡について支給される公的年金を受けるとき
児童が父又は母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき（ただし、児童扶養手当が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合を除く）
児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設等を除く）に入所しているとき

【対象とならない場合】

【手当額】 年に3回(4・8・12月)に4ヶ月分ずつ支給されます。

児童数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	41,550円	9,810～41,540円
2人	46,550円	14,810～46,540円
3人以上	1人につき3,000円加算	

■所得制限があります。(養育費の8割も所得に加算されます)

現況届の提出を忘れずに！

児童扶養手当を受給している人は、前年の所得等の把握と8月1日現在で受給資格を確認するため現況届を提出してください。詳細は該当者に郵送通知します。
※提出しないまま2年が経過すると時効により受給資格がなくなりますので、必ず提出してください。

【提出期限】
8月1日(月)から8月31日(水) (土・日除) 午前8時30分から午後5時15分まで
※8月6日(土)は午前8時30分から正午まで受付

02 11歳未満の子ども家庭 なんでも相談

18歳未満の子どもを取り巻く家庭の問題や子育ての悩みを、専門の相談員「家庭児童相談員」が受け、一緒に解決の方法を考えていきます。子ども本人、家族、地域の人も、どなたからの相談も応じます。

相談例
しつけや性格・行動が心配
幼稚園・学校に行きたがらない
言葉や発音が心配
非行について(夜遊び、万引きなど)
家庭で子どもを育てられない
保護者から不当に扱われている

■個人のプライバシーは厳守します
■必要に応じて専門の機関と連携し、解決方法を考えます

「一人で悩まずに まず相談」

直通ダイヤルによる電話相談、面接による相談、家庭訪問による相談も行っています。相談は無料です。一人で悩まずに、一度相談しませんか？

【受付時間】 平日午前9時～午後5時
☎ 0258(0055)

03 ファミリーサポートセンター

子育ての援助を受けた人と、援助をする人の架け橋となる組織が「ファミリー・サポート・センター」です。保育所・学校等の送迎、お稽古事の送迎、保護者の病気やリフレッシュのための預かりなどの援助をしています。これらのサポートを受ける場合、サポートをする場合には会員登録が必要です。

利用料半額助成が 8月分からスタート

町では、ひとり親家庭の負担軽減と支援のために、8月からファミリーサポートセンター(以下ファミサポ) 利用料の助成を行います。

☆助成の申請前に、ファミサポの登録が必要です。

【対象者】 ひとり親家庭の父又は母及び養育者
【所得制限】 なし
【申請の流れ】
①ファミサポ登録 ↓ ②助成対象者の登録 ↓ ③助成金の申請 ↓ ④決定振込

【助成額の上限】
1カ月当たり1万5千円

☎ 0258(0055)

06 ひとり親家庭児童就学祝品支給制度

ひとり親家庭の児童が小学校、中学校に入学時に就学祝品を贈呈

町では、ひとり親家庭の児童が小学校、中学校に入学時、就学祝品(図書券)を差し上げています。

【対象】 以下すべてに該当する人

- ・母子家庭の母、父子家庭の父、又は父母のいない児童を養育している
- ・養育している児童が、小学校、中学校に入学予定
- ・市町村民税非課税世帯
- ・生活保護受給をしていない

【申請方法】 「三芳町ひとり親家庭児童就学祝品支給申請書」を必要事項を記入のうえ、入学する年の1月末日までに提出

☎ 0258(0055)

【支給額】 課税世帯…月額70,500円／非課税世帯…141,000円・平成23年度の入学者まで…修業全期間・平成24年度4月以降入学者…修業後半二分の一の期間

【対象資格】 看護師(准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等

【支給条件】 以下①～③の全てを満たす人

- ①町内在住で、児童扶養手当を受給、または同等の所得水準の人
- ②養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人
- ③仕事または育児と、修業の両立が困難な人

※講座等の申し込みを行う前に相談ください。
☎ 西部母子福祉センター(西部福祉事務所内) ☎ 283-7991

08 高等技能訓練促進費

資格取得のため2年以上養成機関等で修業する場合に支給します

【支給額】 課税世帯…月額70,500円／非課税世帯…141,000円・平成23年度の入学者まで…修業全期間・平成24年度4月以降入学者…修業後半二分の一の期間

【対象資格】 看護師(准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等

【支給条件】 以下①～③の全てを満たす人

- ①町内在住で、児童扶養手当を受給、または同等の所得水準の人
- ②養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人
- ③仕事または育児と、修業の両立が困難な人

※講座等の申し込みを行う前に相談ください。
☎ 西部母子福祉センター(西部福祉事務所内) ☎ 283-7991

【対象】 児童扶養手当を受給し、どのようなスキルを身に付けたらよいか、ハローワークをどのように利用したらよいかなどお悩みの人(修業中の人も含む) ※父子家庭も対象

☎ 西部母子福祉センター(西部福祉事務所内) ☎ 283-7991

11 母子自立支援 プログラム策定事業

ひとりひとりにあった支援計画を作り、きめ細やかにサポートします

個々の状況に応じた自立・就業支援のためのプログラムを策定し、福祉事務所やハローワーク等と連携を図り自立・就業に結びつけるための様々な支援を実施します。

【対象】 児童扶養手当を受給し、どのようなスキルを身に付けたらよいか、ハローワークをどのように利用したらよいかなどお悩みの人(修業中の人も含む) ※父子家庭も対象

☎ 西部母子福祉センター(西部福祉事務所内) ☎ 283-7991

05 ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

「ひとり親家庭で非課税世帯の人へ」入学準備に必要な費用の一部助成

中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯のひとり親家庭等に対し、お子さんの入学準備に必要な支度金(1万円)を県より支給します。

【申請方法】 「ひとり親家庭児童就学支度金支給申請書」(様式はこども支援課にあります)に必要事項を記入のうえ、申請書・振込先金融機関の口座を証明できるもの(通帳等)を持参してください。

【提出期限】 中学に入学する前年の12月28日までにこども支援課に提出してください。

☎ 町:こども支援課児童福祉係(☎165) 県:こども安全課 048-830-3337

【対象】 以下すべてに該当する人

- ・18歳になる年の年度末(3月31日)までの児童及びその父又は母もしくは養育者
- ・父又は母に一定の障害がある家庭の18歳になる年の年度末(3月31日)までの児童及びその父、又は母

※児童に一定の障害がある場合、20歳未満まで
☆いずれの場合も所得制限があります。
☎ 0258(0055)



「ひとりじゃない」
あなたをサポートする制度がたくさんあります

ひとり親家庭では、経済的な不安、仕事に関する不安、肉体的、精神的な負担があります。ひとり親家庭の人たちの負担軽減のための制度があります。ぜひご覧ください。

10 マザーズサロン・マザーズコーナー

子育てをしながら就職を目指すみなさんの就職支援をします

ハローワークでは、子育てをしながら就職を目指す人をサポートしています。

子育てをしながら就職を希望している人に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備。予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。ぜひお近くのハローワークへお越しください。

☎ 所沢ハローワーク ☎ 04-2992-8609・所沢マザーズコーナー ☎ 04-2993-5334

04 ひとり親家庭等 医療費支給制度

ひとり親家庭等の福祉の増進を図り、経済面をサポートします

ひとり親家庭等の皆さんが、医療機関を利用し、保険診療で自己負担した額の一部が助成の対象となります。

【対象】 町内在住で、健康保険に加入しているひとり親家庭等の内、次のいずれかに該当する人

- ・18歳になる年の年度末(3月31日)までの児童及びその父又は母もしくは養育者
- ・父又は母に一定の障害がある家庭の18歳になる年の年度末(3月31日)までの児童及びその父、又は母

※児童に一定の障害がある場合、20歳未満まで
☆いずれの場合も所得制限があります。
☎ 0258(0055)

【対象】 町内在住で、健康保険に加入しているひとり親家庭等の内、次のいずれかに該当する人

- ・18歳になる年の年度末(3月31日)までの児童及びその父又は母もしくは養育者
- ・父又は母に一定の障害がある家庭の18歳になる年の年度末(3月31日)までの児童及びその父、又は母

※児童に一定の障害がある場合、20歳未満まで
☆いずれの場合も所得制限があります。
☎ 0258(0055)

07 母子寡婦福祉 資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び寡婦へ必要な資金の貸付をします

母子家庭のお母さん及び寡婦の経済自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金を貸し付ける制度です。

【対象】 以下のいずれかに該当する人

- ・母子家庭のお母さんで20歳未満の子を養育している人／父母のいない20歳未満の子／寡婦(現在子を扶養していない場合、所得制限有)

【貸付内容】 事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚(子)

【申請から貸付までの流れ】
①申請→②面接→③審査→④貸付適否決定
☆申請書はこども支援課にあります。
☎ 0258(0055)

☎ 0258(0055)

09 教育訓練給付金

指定教育講座受講の経費20%支給(4千円以下でないこと。10万円が上限)

【指定教育講座】
・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座
・別に定める就学に結び付く可能性の高い講座

【支給条件】 以下①～③の全てを満たす人

- ①町内在住で、児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の人
- ②雇用保険法による教育訓練の受給資格がない人
- ③教育訓練を受けることが適職につくために必要な人

☎ 西部母子福祉センター(西部福祉事務所内) ☎ 283-7991

☎ 0258(0055)